

## 豊中市上下水道局酸素欠乏等防止要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市上下水道局(以下「上下水道局」という。)の管理施設等(以下「管理施設等」という。)における酸素欠乏症及び硫化水素中毒を防止するため、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係省令に定められた作業場及び上下水道局が調査した危険箇所での作業を行うときの安全確認及び安全確保を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

酸素欠乏 空気中の酸素の濃度が18%未満である状態をいう。

酸素欠乏等 前号に該当する状態又は空気中の硫化水素の濃度が10ppmを超える状態をいう。

酸素欠乏症 酸素欠乏の空気を吸入することにより生ずる症状が認められる状態をいう。

硫化水素中毒 硫化水素の濃度が10ppmを超える空気を吸入することにより生ずる症状が認められる状態をいう。

酸素欠乏症等 酸素欠乏症又は硫化水素中毒をいう。

第一種酸素欠乏危険作業 酸素欠乏危険作業のうち、第二種酸素欠乏危険作業以外の作業をいう。

第二種酸素欠乏危険作業 酸素欠乏危険作業のうち、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)別表第6第3号の3、第9号又は第12号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業をいう。

作業主任者 豊中市上下水道事業管理者が、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を修了した者のうちから、酸素欠乏危険作業主任者として選任した者をいう。

測定者 第3条第1項各号の作業場等を管轄する主管課長(以下「主管課長」という。)が、作業主任者の中から作業環境測定の実施を指示された作業主任者をいう。

作業環境測定 第一種酸素欠乏危険作業に係る作業場における空気中の酸素濃度、第二種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては酸素及び硫化水素濃度を測定することをいう。

酸欠等防止部会 上下水道局総括安全衛生委員会内に設けられた酸素欠乏症・硫化水素中毒防止専門部会のことをいう。

酸欠等リスク 上下水道局が、別に定めるところによるリスクの基準をいう。

(作業環境測定箇所及び報告等)

第3条 次の各号に掲げる作業場等にあつては、酸素欠乏症等防止規則(昭和47年9月30日労働省令第42号。以下「防止規則」という。)第3条第2項に基づき作業環境測定を行い、その結果を記録し保存しておかなければならない。

- (1) 労働安全衛生法施行令第21条第9号別表第6に掲げる作業場
  - (2) 管理施設等での酸欠等検出箇所
  - (3) 管理施設等でのリスク1以上の酸欠等注意箇所
  - (4) 酸素欠乏等災害事故例及びその他資料により作業主任者が作業環境測定を必要と判断した箇所
- 2 前項の測定において、異常があれば測定者は酸欠等防止部会の部会長(以下「部会長」という。)に速やかに報告しなければならない。

(作業主任者の責務)

第4条 作業主任者は、測定者の指名がないときは、測定者を指名するよう主管課長に申出を行うこと。ただし、主管課長が不在のときは、担当係長に申出を行うこととする。

- 2 作業主任者は、酸欠等防止部会が毎年度実施する次の各号に掲げる内容の特別教育を受けなければならない。

関係法令・規則の概要説明  
作業に伴うリスクと対応  
管理施設等の注意箇所  
酸欠等災害事例  
その他

(測定者の遵守事項)

第5条 測定者は、第3条第1項各号の作業場等において作業を行うときは、防止規則第11条第2項及び第3項に掲げる事項を行わなければならない。

- 2 測定者は、酸素欠乏等による災害防止の測定機器及び保護具等(以下「保護具等」という。)の使用前点検において異常が認められたときは、その保護具等を使用してはならない。また、異常の認められた保護具等については主管課長に報告しなければならない。

- 3 測定者は、第3条第1項各号の作業場等において作業を行うときは、酸欠等リスクに応じた対応を行わなければならない。
- 4 測定者は、作業環境測定の測定数値及び状況が想定した酸欠等リスクより高いときは、その作業を直ちに中止すること。ただし、再開するときは、酸欠等リスクに応じた対応で作業を実施しなければならない。

( 主管課長及び部会長の責務 )

第6条 主管課長は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

作業主任者以外の職員を酸素欠乏等危険作業に係る業務に就かせるときは、防止規則第12条の規定に基づく特別の教育を実施すること。

請負工事及び委託業務が第3条第1項各号の作業場等での作業を含むときは、関係法令の遵守を仕様書等で定めなければならない。また、酸欠等防止部会が作成した酸素欠乏症等の防止を図るための資料等を業者に提供すること。

第5条第2項で異常が認められ報告を受けた保護具等は、直ちに修繕を行うこと。ただし、修繕できない場合は廃棄をすること。

2 部会長は、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

第3条第2項に定める報告があれば、酸素欠乏等検出箇所として、速やかに整理し、作業主任者に周知すること。

前項第1号に定める特別教育の資料を必要に応じて作成すること。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年8月10日から実施する。